特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、 もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言 する。

特記事項

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和5年3月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務				
②事務の概要	市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。市区町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編集し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧但人番号の一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会				
③システムの名称	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 住民基本台帳GWシステム 団体内統合宛名システム 中間サーバー マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム				
o 杜克伊 桂却 / II					

2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の規拠

- 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)
 - ・第7条(指定および通知)
 - ・第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)
- 2. 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律28号施行時点)
 - ・第5条(住民基本台帳の備付け)
 - ・第6条(住民基本台帳の作成)
 - ・第7条(住民票の記載事項)

・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の3(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情 ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関 供)	· 報の提供)
--	------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民生活部市民課					
②所属長の役職名	市民課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求					
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	佐伯市市民生活部市民課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3849					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和4年5月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 項目評価書とび	「全項目評価書
されている。						7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステム	を通じた提供を	:除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接網	売しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月13日	5 評価実施機関における担当 部署 ②所属長	市民課長 戸篠 真治	市民課長	事後	評価書の様式変更によるもの
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和1年5月31日	3 個人番号の利用		第12条の3(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付)	事後	諸証明発行事務によるもの
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年6月30日	I−4−②法令上の根拠	- 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二(別表第二(別表第二(別表第二(別表第二(別表第二(別表第二(・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117、120)(別表第二における情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)	事前	令和3年9月1日に施行される 番号利用法の改正による修正
令和4年5月31日	人釵 いつ時点の計釵か	令和2年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年5月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和5年3月15日	Ⅰ-1-②事務の概要		各種申請書の受付については、窓口(・郵送)での書類の受付のほか、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」及び申請データの取込等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。	事後	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更
令和5年3月15日	I-1-③システムの名称		マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム	事後	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更